

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年月 平成31年2月15日 Q&A以前	年月 平成31年3月15日 Q&A以後	基準種別	項目	回答	Q&A発行部、文書番号等 問番号
高齢者支援課	1544	20 特定施設入居者生活 介護事業	20 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	個別機能訓練加算	体験入所は介護報酬の対象とはならない。	12.4.28改修版 介護報酬改定情報vol.71 介護報酬改定情報vol.71 &(vol.1) 15
高齢者支援課 障害者支援課 精神介護 精神障害者支援課 (共通)	1545	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	個別機能訓練加算にある算定方法、内容等について示されたい。	当該個別機能訓練加算は、從来機能訓練指導員を記載することを評価していく体制が算定するものであり、介護サービスにおいて、施設指導員の記載に、適切な計画を立て、機能訓練を行うことを評価するなどにおいて、当該算定が可能である。なお、具体的なサービスとしては、介護予防や施設入居生活介護等のサービス及び個人属性、施設サービス等が可能である。また、機能訓練指導員の算定は、金利用等の心身機能に着目して、日常生活を改善するため、行われる機能訓練の内容は、金利用等の心身機能に着目して、日常生活を改善するための必要な機能を改善し、又はその状況を打消さねばならない。	18.4.21 介護度改定情報 vol.96 平成31年4月改定開始 &(vol.3) 15
高齢者支援課	1546	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	算定の対象となるか否かについて、前3月の入居者の割合により毎月算定するのか。 各施設において前3月の入居者の割合が算定期の要件に該当するかが毎月判断することとする。 その算定期の指標資料は、各施設に保管し、当該監査時等に確認することとする。	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 105
高齢者支援課	1547	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	可能な限り連続して3か月の間、各月の末日の数値の平均値が算出し、そのまま基準期間に算出できるように算出する。各月の平均の数値を算出し、その平均に適合している場合に算出する。各月の平均の数値を算出し、その平均に適合する場合の割合を算出する。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 106
高齢者支援課	1548	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	可能な限り連続して3か月の間、各月の末日の数値の平均値が算出し、そのまま基準期間に算出できるように算出する。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しないような場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 107
高齢者支援課	1549	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 108
高齢者支援課	1550	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 109
高齢者支援課	1551	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 110
高齢者支援課	1552	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 111
高齢者支援課	1553	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 112
高齢者支援課	1554	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 113
高齢者支援課	1555	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 114
高齢者支援課	1556	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 115
高齢者支援課	1557	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 116
高齢者支援課	1558	2C 特定施設入居者生活 介護事業	2C 特定施設入居者生活 介護事業	4 駆け出し	短期利用特定施設入居者生活 介護費	入居者の割合については、直近3日それまでの末日における割合の平均を用いるとする。 入居者の割合は、月末より算出できる月の前3か月の割合を算出する。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しない場合は除く。 入院外泊が長期に渡り、その月において1日以上当該施設を利用しても差し支えない。 (参考)15日に短期利用特定施設入居者費を算定する場合の例) 入居者の割合 2月 3月 4月 3ヶ月の平均値 82% 75% 83% 80%	24.3.16 介護報酬改定情報vol.207 平成22年度介護報酬改定に該するQ &(vol.1) 117

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年版31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	文書名	問番号
高齢者支援課	1547	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	共通事項	同一種別の範囲ごと、又は同一敷地の様に併用する他の特定施設以外の場合は、他方を介護専用生活介護施設としての区分とすることができる。また、同一敷地内に複数の介護専用生活介護施設がある場合は、各施設を別個の施設としての区分とすることができる。高齢者は、他の施設等において、車椅子等が利用できるものについて、それぞれ別の施設等としての区分をする。ただし、同一の施設内において、車椅子等が利用できないものについては、同一の施設内において、車椅子等が利用可能なものと車椅子等が利用できないものとに分けて取扱うことが認められる。アスは別個の様に併用する二つの施設等であつて、車椅子等が利用可能なものと車椅子等が利用できないものであつても、本件に適用せざる場合、別個の施設等としての区分をする。ただし、車椅子等が利用可能のものと車椅子等が利用できないものであつても、本件に適用せざるものと見做すことができる場合の上、[平成30年4月改訂版第4回A-Vol1] 平成31年3月27日厚生労働省の339の参考]	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	108	
高齢者支援課	1548	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	共通事項	短期利用の3年経過要件については、平成27年度改定により、特典施設などではなく、事業所として判断される場合に、以下のそれが該用であるとされ、事業所としての運営を行つておられる場合に、以下でその該用となることが認められる。① A事業所において2013年4月から運営を行つており(3年間)、B事業所において2014年4月から運営を行つておられる(1年間)場合② A事業所において2013年4月から運営を行つており(1年間)、B事業所において2013年4月から運営を行つており(2年間)、C事業所において2013年4月から2013年3月末まで運営を行つておられる(1年間)場合③ A事業所において2013年4月から2014年4月まで運営を行つておられる(1年間)場合	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	109	
高齢者支援課	1549	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	外部サービス利用型	専門介護予防サービス事業として、施設内開業事業者による運営が行われるものと認めた場合に、所在の市町村が指定を受けている事業者と契約することとは可能か。	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	110	
高齢者支援課	1550	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	外部サービス利用型	外部サービス利用型における委託介護予防サービスについては、その費用が空欄示されており、専門事業者と契約した場合においては、専門事業者と契約することによって良好な結果を得ることを目指す。専門事業者の場合は、専門事業者と契約して、専門事業者と防サービスを行うこととして良い。	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	111	
高齢者支援課	1551	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	外部サービス利用型	外部サービス利用型における委託介護予防サービスについては、その費用が空欄示されており、専門事業者と契約した場合においては、専門事業者と契約することによって良好な結果を得ることを目指す。専門事業者の場合は、専門事業者と契約して、専門事業者と防サービスを行うこととして良い。	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	112	
高齢者支援課	1552	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	外部サービス利用型	訪問介護等の医療サービス等については、いつかかる同一建物運営(割算算定)の規定があるが、外航サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する事業者も対象となるのが、	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	113	
高齢者支援課	1553	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	サービス提供形態化加算	特典施設入居者生活介護の企画サービス利用料上乗せ介護サービス料について、利用者に対して、別途料金を支拂う事が可能であるが、サービス提供形態化加算を算定した場合でも、引き続き利用料を徴収する事が可能か。	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	114	
高齢者支援課	1554	20 特定施設入居者生 活介護事業	4 駐輪	認知症専用手当附加算	認知症専用手当附加算は、入居者からの認知症の算定要件は、入居者とのコミュニケーション上の問題以上のものであるが、他のサービス	274_1 事務連絡 介護保険最新情報vol454 「平成27年度介護保険 定期におけるQ&A 平成27 年1月1日」の添付につい て	115	

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月15日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答
		Q&A以後	4種類	看取り介護加算		Q&A発行時期、文書番号等 問番号
高齢者支援課	1555	20 特定施設入居者生 活介護事業	4種類	看取り介護加算	加算の算定期として、医師の判断が求められているが、特定施設の職員として医師を 証明しなければならないということか。	274.1 「平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日」の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日]の送付につい て 116
高齢者支援課	1556	20 特定施設入居者生 活介護事業	4種類	看取り介護加算	看取り介護加算の算定期とすることで、入居の際 に、利用者や家族に対して指針の内容を説明したことから、入居時点 で自己立会・委嘱書の力であつて、同様の段階がないか。	274.1 「平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日」の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日]の送付につい て 117
高齢者支援課	1557	20 特定施設入居者生 活介護事業	4種類	看取り介護加算	看取り介護加算の算定期とすることで、入居の際 に、利用者や家族に対して指針の内容を説明したことから、入居時点 で自己立会・委嘱書の力であつて、同様の段階がないか。	274.1 「平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日」の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日]の送付につい て 118
高齢者支援課	1558	20 特定施設入居者生 活介護事業	4種類	看取り介護加算	看取り介護加算の算定期と同様、「看取りに関する指針」の見直しにより、「当該施設 等に看取りに関する者・受入者等の重要な要素がある場合、それ以外の場合は、利用者等へ 特定施設において看取りに関する指針を作成した際に、運営やかに説明を行っている場合 には、入居の際同一説明を行つたものみなして差し支えない。	274.1 「平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日」の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日]の送付につい て 119
高齢者支援課	1559	20 特定施設入居者生 活介護事業	4種類	看取り介護加算	看取り介護加算の算定期と同様、「看取りに関する指針」の見直しにより、「当該施設 等に看取りに関する者・受入者等の重要な要素がある場合、それ以外の場合は、利用者等へ 特定施設において看取りに関する指針を作成した際に、運営やかに説明を行っている場合 には、入居の際同一説明を行つたものみなして差し支えない。	274.1 「平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日」の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成27年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成27年4月1日]の送付につい て 120
老人保健・認知症施 置・介護施設・高 齢者支援課	109	01 全サービス共通 〔1.3.施設型事業、1.4.訪問型事業、1.5.居宅介護事業〕 管理指導事業、2.2.特定介護用 具貸与事業、2.2.特定介 護用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業	4種類	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件Iについても、職務・地位・職務内容間に応じて、前30日以内における特定施 設入居生活介護を算定する日が4日前までいていた日の「前30日以内における特定施 設入居生活介護を算定する日が4日前までいていた日の」を「前30日前までの算定日」とい うこと。	20.3.16 「平成29年度介 護報酬改定情報vol.454 [平成29年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成29年3月16日]の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成29年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成29年3月16日]の送付につい て 120
老人保健・認知症施 置・介護施設・高 齢者支援課	110	01 全サービス共通 〔1.3.訪問型事業、1.4.訪問型事業、1.5.居宅介護事業〕 管理指導事業、2.2.特定介護用 具貸与事業、2.2.特定介 護用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業	4種類	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件IIIについても、職務・地位・職務内容間に応じて、前30日以内における特定施 設入居生活介護を算定する日が4日前までいていた日の「前30日以内における特定施 設入居生活介護を算定する日が4日前までいていた日の」を「前30日前までの算定日」とい うこと。	20.3.16 「平成29年度介 護報酬改定情報vol.454 [平成29年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成29年3月16日]の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成29年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成29年3月16日]の送付につい て 120
老人保健・認知症施 置・介護施設・高 齢者支援課	111	01 全サービス共通 〔1.3.訪問型事業、1.4.訪問型事業、1.5.居宅介護事業〕 管理指導事業、2.2.特定介護用 具貸与事業、2.2.特定介 護用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業	4種類	介護職員処遇改善加算	キャリアパス要件Iについても、職務・地位・職務内容間に応じて、前30日以内における特定施 設入居生活介護を算定する日が4日前までいていた日の「前30日以内における特定施 設入居生活介護を算定する日が4日前までいていた日の」を「前30日前までの算定日」とい うこと。	20.3.16 「平成29年度介 護報酬改定情報vol.454 [平成29年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成29年3月16日]の送付につい て 事務連絡 介護報酬改定情報vol.454 [平成29年度介護報酬改 定に付するQ&A 平成29年3月16日]の送付につい て 120

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年版31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	QA発行部課、文書番号等 問番号
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	112	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	本運営は、介護福祉士の資格を利用して事業所の法人に雇用される者がいる場合があること を踏まえ、そのようにする場合も含めて、原則として、介護は介護福祉士が実施するものとし て、介護職員処遇改善加算についても原則が適用される場合に、より高い基準を設 けたものである。運営会社が運営する場合は、介護職員処遇改善加算の対象となる。	29.3.16 事務局基幹平成29年度介 護職員処遇改善加算に関する 資料(平成29年3月16日)の 送付について		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	113	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	キャリアバス事業Ⅲによる昇給の仕組みについて、非常勤職員や派遣職員はキャリアバス 要件Ⅲによる昇給の仕組みの対象となるか。	29.3.16 人材育成室、平成29年度介 護職員処遇改善加算の運営規 則(平成29年3月16日)の 送付について		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	114	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	キャリアバス事業Ⅲによる昇給の仕組みについては、非常勤職員を含め、当該事業所や 人材育成室において雇用される必要がある。 また、介護職員として事業所や法人で就業する者であつても、運営会社と個人契約する場合 の対象として、派遣会社との間に雇用契約がある場合、運営会社が図ることにより、この取扱い が可能であるが、運営会社を含む、契約アーバス事業Ⅲについて、派遣会社が運営する者 が昇給の対象となる場合については、当該要件に該当する昇給の仕組みが整備されている ことを確認する。〔注〕区分は銀行と異なる。〔注〕区分は銀行と異なる。	29.3.16 人材育成室、平成29年度介 護職員処遇改善加算の運営規 則(平成29年3月16日)の 送付について		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	115	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	キャリアバス事業Ⅲの昇給の仕組みについて、事業所の従事者に従事する者についても昇給 されるものとされる。	29.3.16 人材育成室、平成29年度介 護職員処遇改善加算の運営規 則(平成29年3月16日)の 送付について		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	116	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	キャリアバス事業Ⅲによらず昇給の仕組みを設けない場合、要件は満たさないのか。 キャリアバス事業Ⅲによらず昇給の仕組みを設けない場合、要件は満たさないのか。	29.3.16 人材育成室、平成29年度介 護職員処遇改善加算の運営規 則(平成29年3月16日)の 送付について		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	117	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	キャリアバス事業Ⅲによらず昇給の仕組みを設けない場合、要件は満たさないのか。 新計算(1)取扱いについて、当該業務が計画的かつ一定の期間まで行われる場合、新 計算(1)を算定できないのか。	29.3.16 人材育成室、平成29年度介 護職員処遇改善加算の運営規 則(平成29年3月16日)の 送付について		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	118	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、1 .6.利用者自ら選択する 事業と事業者との間で協 議する事業、2.1.施設用 具貸与事業、2.2.施設用 具販売事業、2.3.居宅支 援事業を除く〕	4.特則 介護職員処遇改善加算	キャリアバス事業Ⅲによらず昇給の仕組みを設けない場合、要件は満たさないのか。 新計算(1)取扱いについて、当該業務が計画的かつ一定の期間まで行われる場合、新 計算(1)を算定できないのか。	29.3.16 人材育成室、平成29年度介 護職員処遇改善加算の運営規 則(平成29年3月16日)の 送付について		

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	119	01全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 4.訪問介護事業、1 5.居宅介護支援事業、1 6.居宅介護支援事業、1 7.居宅介護支援事業、1 8.居宅介護支援事業、1 9.居宅介護支援事業、1 10.居宅介護支援事業、1 11.居宅介護支援事業、1 12.居宅介護支援事業、1 13.居宅介護支援事業、1 14.訪問介護事業、1 15.居宅介護支援事業、1 16.居宅介護支援事業、1 17.居宅介護支援事業、1 18.居宅介護支援事業、1 19.居宅介護支援事業、1 20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員等特定施設入居者生活介護事業	介護職員処遇改善加算について、今回の改定後の介護職員処遇改善加算Ⅰ及びⅡの算定の仕組みについて、見込んでいるのはなぜか。 〔注：区分は現行と異なる〕	高圧富(1)の割合に依る、高圧の介護職員の数値に基づき、介護職員自らが受けたものではなく、介護職員が受けたものである。改定前に既に受けたものについては見込んでいる金額(22,000円相当、15,000円相当)が受けたものではない。 〔注：区分は現行と異なる〕	29.3.16 事務運営費 平成29年度介護職員処遇改善加算Ⅰ及びⅡの算定の仕組みについて、改定前に既に受けたものではなく、介護職員が受けたものである。改定前に既に受けたものについては見込んでいる金額(22,000円相当、15,000円相当)が受けたものではない。 〔注：区分は現行と異なる〕
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	120	01全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 4.訪問介護事業、1 5.居宅介護支援事業、1 6.居宅介護支援事業、1 7.居宅介護支援事業、1 8.居宅介護支援事業、1 9.居宅介護支援事業、1 10.居宅介護支援事業、1 11.居宅介護支援事業、1 12.居宅介護支援事業、1 13.居宅介護支援事業、1 14.訪問介護事業、1 15.居宅介護支援事業、1 16.居宅介護支援事業、1 17.居宅介護支援事業、1 18.居宅介護支援事業、1 19.居宅介護支援事業、1 20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員処遇改善加算 4.報酬 介護職員等特定施設入居者生活介護事業	総合事業における介護職員処遇改善加算について、「地域支援事業の実施について」平成18年9月1日より生じた障害者手帳制度の変更に応じて、介護職員処遇改善加算において、市町村の判断により、介護予防や定期評議会等の単価に応じて異なる留意点について、事務職員等介護職員以外の職員を含めると介護改定加算を設けて良いか。	差し支えない。	29.3.16 事務運営費 平成29年度介護職員処遇改善加算Ⅰ及びⅡの算定の仕組みについて、改定前に既に受けたものではなく、介護職員が受けたものである。改定前に既に受けたものについては見込んでいる金額(22,000円相当、15,000円相当)が受けたものではない。 〔注：区分は現行と異なる〕
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	121	01全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 4.訪問介護事業、1 5.居宅介護支援事業、1 6.居宅介護支援事業、1 7.居宅介護支援事業、1 8.居宅介護支援事業、1 9.居宅介護支援事業、1 10.居宅介護支援事業、1 11.居宅介護支援事業、1 12.居宅介護支援事業、1 13.居宅介護支援事業、1 14.訪問介護事業、1 15.居宅介護支援事業、1 16.居宅介護支援事業、1 17.居宅介護支援事業、1 18.居宅介護支援事業、1 19.居宅介護支援事業、1 20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 退院・退所時の医療機関料金 4.報酬 退院・退所時の医療機関料金	医療機関料金を退院・退所して、体験利用を採用して得た場合、当該体験利用日数を30日から控除して得た日数で算定する場合は、当該体験利用日数を30日から控除して算定する場合は、当該体験利用日数を30日から控除して算定する。	医療機関料金を退院・退所して、体験利用を採用して得た場合、当該体験利用日数を30日から控除して算定する場合は、当該体験利用日数を30日から控除して算定する。	30.3.23 事務運営費 vol.629 介護職員処遇改善加算 「平成30年度介護職員処遇改善加算」に記載するQ & A(Vol.1) 〔平成30年3月23日〕の送付について
高齢者支援課	1560	20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 退院・退所時の医療機関料金	退院・退所時の医療機関料金については、面倒によるほか、文書(fax)も含む。)又は電話メールにより電話による必要な情報の提供を受けることとする。	医療機関料金に面倒によるほか、文書(fax)も含む。)又は電話メールにより電話による必要な情報の提供を受けることとする。	30.3.23 事務運営費 vol.629 介護職員処遇改善加算 「平成30年度介護職員処遇改善加算」に記載するQ & A(Vol.1) 〔平成30年3月23日〕の送付について
高齢者支援課	1561	20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 退院・退所時の医療機関料金	退院・退所時の医療機関料金はどのような事項が必要か。	退院・退所時の医療機関料金はどのような事項が必要か。	30.3.23 事務運営費 vol.629 介護職員処遇改善加算 「平成30年度介護職員処遇改善加算」に記載するQ & A(Vol.1) 〔平成30年3月23日〕の送付について
高齢者支援課	1562	20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 介護職員等特定施設入居者生活介護事業	介護職員等特定施設入居者生活介護の運営の記録については、特に指定しないが、医療機関料金等の算定に係る様式(表3)を参考にされたい。(様式例)を参考にされたい。	介護職員等特定施設改善加算についてばく、現行の介護職員処遇改善加算(1から10)までを改得していること、介護職員処遇改善加算の運営等の運営について、半が生じる事例を示すなど、現行の介護職員処遇改善加算(1から10)までを改得していること、介護職員処遇改善加算(1から10)までを改得できるところから、割増10年以上の介護職員がいる場合であっても改得可能である。	31.4.12 事務運営費 「2019年度介護職員処遇改善加算」に記載するQ & A(Vol.1) 〔平成31年4月12日〕の送付について
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	125	01全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 4.訪問介護事業、1 5.居宅介護支援事業、1 6.居宅介護支援事業、1 7.居宅介護支援事業、1 8.居宅介護支援事業、1 9.居宅介護支援事業、1 10.居宅介護支援事業、1 11.居宅介護支援事業、1 12.居宅介護支援事業、1 13.居宅介護支援事業、1 14.訪問介護事業、1 15.居宅介護支援事業、1 16.居宅介護支援事業、1 17.居宅介護支援事業、1 18.居宅介護支援事業、1 19.居宅介護支援事業、1 20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 介護職員等特定施設入居者生活介護事業	介護職員等特定施設改善加算についてばく、現行の介護職員処遇改善加算(1から10)までを改得していること、介護職員処遇改善加算(1から10)までを改得できるところから、割増10年以上の介護職員がいる場合であっても改得可能である。	事業所において、ホームページ等を通じて見える化については、情報公表制度を活用しないことも可能か。 ・介護職員処遇改善加算の算定が、そのホームページを活用し、資金改定以前の算定と同様に算定される具体的な取組内容を公表することも可能である。	31.4.12 事務運営費 「2019年度介護職員処遇改善加算」に記載するQ & A(Vol.1) 〔平成31年4月12日〕の送付について
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	127	01全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 4.訪問介護事業、1 5.居宅介護支援事業、1 6.居宅介護支援事業、1 7.居宅介護支援事業、1 8.居宅介護支援事業、1 9.居宅介護支援事業、1 10.居宅介護支援事業、1 11.居宅介護支援事業、1 12.居宅介護支援事業、1 13.居宅介護支援事業、1 14.訪問介護事業、1 15.居宅介護支援事業、1 16.居宅介護支援事業、1 17.居宅介護支援事業、1 18.居宅介護支援事業、1 19.居宅介護支援事業、1 20.特定施設入居者生活介護事業	4.報酬 介護職員等特定施設入居者生活介護事業	ホームページ等を通じて見る化については、情報公表制度を活用しないことも可能か。	ホームページ等を通じて見る化については、情報公表制度を活用しないことも可能か。 ・介護職員処遇改善加算の算定が、そのホームページを活用し、資金改定以前の算定と同様に算定される具体的な取組内容を公表することも可能である。	3

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 Q&A以前	基準種別	項目	質問		回答	文書名	問番号
					文書番号等	QA発行時期、文書番号等			
老人保健課、認知症対応課、高齢者支援課	128	01全サービス共通 [13.訪問看護事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.2.施設用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業を除く]	4.相談 介護職員等特定派遣改善加算	経営2技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護職員を基本に、介護職員等特定派遣改善加算の条件を満たすが、どのうに考へるのか。	「勤続10年の勤務」については、「同一法人のみ」だけでなく、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。また、同一法人内で勤務しているが、どのうに考へるか。	314.12 基盤年数基準 「2019年度介護報酬改定に備えるQ&A」(Q1)平成31年4月12日)の添付 4	5		
老人保健課、認知症対応課、高齢者支援課	129	01全サービス共通 [13.訪問看護事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.2.施設用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業を除く]	4.相談 介護職員等特定派遣改善加算	経営2技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の設備により、その条件を満たさない者では、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。	・「勤続10年の勤務」については、「同一法人のみ」だけでなく、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。また、同一法人内で勤務しているが、どのうに考へるか。	314.12 基盤年数基準 「2019年度介護報酬改定に備えるQ&A」(Q1)平成31年4月12日)の添付 5	5		
老人保健課、認知症対応課、高齢者支援課	130	01全サービス共通 [13.訪問看護事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.2.施設用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業を除く]	4.相談 介護職員等特定派遣改善加算	経営2技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の設備により、その条件を満たさない者では、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。	・「勤続10年の勤務」については、「同一法人のみ」ではなく、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。また、同一法人内で勤務しているが、どのうに考へるか。	314.12 基盤年数基準 「2019年度介護報酬改定に備えるQ&A」(Q1)平成31年4月12日)の添付 6	6		
老人保健課、認知症対応課、高齢者支援課	131	01全サービス共通 [13.訪問看護事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.2.施設用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業を除く]	4.相談 介護職員等特定派遣改善加算	経営2技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の設備により、その条件を満たさない者では、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。	・「勤続10年の勤務」については、「同一法人のみ」ではなく、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。また、同一法人内で勤務しているが、どのうに考へるか。	314.12 基盤年数基準 「2019年度介護報酬改定に備えるQ&A」(Q1)平成31年4月12日)の添付 7	7		
老人保健課、認知症対応課、高齢者支援課	132	01全サービス共通 [13.訪問看護事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.2.施設用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業を除く]	4.相談 介護職員等特定派遣改善加算	経営2技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の設備により、その条件を満たさない者では、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。	・「勤続10年の勤務」については、「同一法人のみ」ではなく、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。また、同一法人内で勤務しているが、どのうに考へるか。	314.12 基盤年数基準 「2019年度介護報酬改定に備えるQ&A」(Q1)平成31年4月12日)の添付 8	8		
老人保健課、認知症対応課、高齢者支援課	133	01全サービス共通 [13.訪問看護事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.2.施設用具販売事業、2.3.居宅介護支援事業を除く]	4.相談 介護職員等特定派遣改善加算	経営2技能のある介護職員について、勤続10年以上の介護職員を基本とし、各事業所の設備により、その条件を満たさない者では、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。	・「勤続10年の勤務」については、「同一法人のみ」ではなく、他の法人や医療機関等での経験でも通算する。また、同一法人内で勤務しているが、どのうに考へるか。	314.12 基盤年数基準 「2019年度介護報酬改定に備えるQ&A」(Q1)平成31年4月12日)の添付 9	9		

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問		回答	文書名 問番号	QA発行部課、文書番号等
					介護職員等特定派遣改善加算	その他の賃額の440万円の基準についての非常勤職員の給与計算はどのように行うの			
老人保健課、認知症施 設・介護推進課、高 齢者支援課	134	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	介護職員等特定派遣改善加算	他の賃額の440万円の基準についての非常勤職員の給与計算はどのように行うの	31.4.12 基盤改修 「2019年度介護報酬改定 に関するQ&A」(q1)平 成31年4月12日Jの送付 について	10
老人保健課、認知症施 設・介護推進課、高 齢者支援課	135	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	介護職員等特定派遣改善加算	他の賃額の440万円の基準についての非常勤職員の給与計算はどのように行うの	31.4.12 基盤改修 「2019年度介護報酬改定 に関するQ&A」(q1)平 成31年4月12日Jの送付 について	11
老人保健課、認知症施 設・介護推進課、高 齢者支援課	136	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	介護職員等特定派遣改善加算	他の賃額の440万円の基準についての非常勤職員の給与計算はどのように行うの	31.4.12 基盤改修 「2019年度介護報酬改定 に関するQ&A」(q1)平 成31年4月12日Jの送付 について	12
老人保健課、認知症施 設・介護推進課、高 齢者支援課	137	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	介護職員等特定派遣改善加算	他の賃額の440万円の基準についての非常勤職員の給与計算はどのように行うの	31.4.12 基盤改修 「2019年度介護報酬改定 に関するQ&A」(q1)平 成31年4月12日Jの送付 について	13
老人保健課、認知症施 設・介護推進課、高 齢者支援課	138	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	01全サービス共通 (13)訪問看護事業、1 ・4訪問ハビテーション ・15居宅介護事業、 ・管理指導事業、1・2・ 社用具販売事業、2・ 宅介護支援事業を除く)	4報酬	介護職員等特定派遣改善加算	他の賃額の440万円の基準についての非常勤職員の給与計算はどのように行うの	31.4.12 基盤改修 「2019年度介護報酬改定 に関するQ&A」(q1)平 成31年4月12日Jの送付 について	14

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	年版31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	項目	基準種別	質問	回答	
						QA発行時期、文書番号等 問番号	文書名
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高齢者支援課	139	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算	31.4.12 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)平 成31年4月12日〕の送付 について	31.4.12 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)平 成31年4月12日〕の送付 について
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高 齢者支援課	140	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高 齢者支援課	141	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高 齢者支援課	142	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高 齢者支援課	143	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高 齢者支援課	144	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について
老人保健課・認知症施設 第一介護推進課・高 齢者支援課	145	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	01全サービス共通 〔13.施設型事業〕 4.訪問介護事業 1.5.医療・介護事業 2.1.施設用具販売事業 2.2.介護支援事業 2.3.居宅介護支援事業を除く	4.軽勤	介護職員等特定派遣改善加算 ○取得要件について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について	元7.23 基層改善改定 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(G1)令 和元年5月23日〕の送付 について

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年3月15日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	QA発行時期、文書番号等 問番号
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	146	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○取得要件について	情報公開制度外か特定の報告制度ができない場合、見える化 要件を示すことができず、特定期間を算定しない場合。	「見える化要件を満たさない場合には、特定期間に該するホームページへの記載等に より公表していることを示す。」を示す。 「具体的には、介護職員の情報公開等を実用しているところが直ちに認められるが、 制度の対象などによっては、一部の者が開設する必要があるものとされる場合がある。 その場合は、特定期間を算定する必要がある。」とある。 外部の者が閲覧可能な場所への掲示等の方法により公表することも可能である。	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 7	
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	147	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 特定取引(1)の算定に当たっては、介護職員の配属部署を満たさない方が、こ の場合であっても、経験・技術のある介護職員のグループを設定する必要があるのか。	「介護職員の部署等要件は特定期間に(1)の算定算出である一方で、経験・技術のある介 護職員のグループの設定等は事業所における配属グループとして設定しているものであ る。このため、特定期間(1)を算定する場合であっても、経験・技術のある介護職員のグ ループの設定が必要である。」 「また、事業所の算定算出に該する介護職員が少ない場合は、 の算定については、2019年度介護報酬改定に附するQ&A(1)問を参照された る。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 8		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	148	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	2019年度介護報酬改定に附するQ&A(1)問において、「月額8万円以下又は賃金改定後の 月額8万円以下の賃金水準の下限額の範囲内に在籍するO&Aにおいて月額8万円の賃金改定後 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 9	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 9		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	149	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	経験・技術のある介護職員のグループにおいて、「月額8万円以下又は賃金改定後 に附するQ&A(1)を算定する場合、〔1〕を算定する場合である。」 「このため、特定期間を算定する場合であっても、経験・技術のある介護職員が少ない場合は、 の算定については、現行の介護報酬改定算出計算を含めて計算することができる。 」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 10		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	150	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	「今回の判定基準については、公費1000万円(事業費2000万円程度)を控除し、リーク一級 の介護職員に対して「他企業との競争を防ぐため、公費1000万円を目標に、介護職員の更な る効率化実現や、より良い品質の提供を行うため、年取440万円を算定する」として算定するに よる。」 「特定期間による改定を行なわなくとも、経験・技術のある介護職員が定められた賃金改定後 の算定による改定を行なう場合には、当該の算定が定められた賃金改定後と同様の算定を行な う。」 「他の算定による改定を行なう場合には、公費1000万円を目標とする者を設定しなくては も、特定期間の算定が可能である。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 11		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	151	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	特定期間の算定がサービス事業所における業務を行なっていると判断できる場合に、そ の他の職能に就めることができる。 「他の職能に就めることができる。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 12		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	152	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	「各事業所において、特定期間に算出して派遣改善を行 う。」 「この場合においては、待定期間による賃金改定分について配分ルールを活用して、 「特定期間による賃金改定分について配分ルール」を活用して、 「特定期間による賃金改定分について配分ルール」を活用して、 「特定期間による改定を行なう場合には、当該の算定が定められた賃金改定後と同様の算定を行 なう。」 「他の算定による改定を行なう場合には、公費1000万円を目標とする者を設定しなくては も、特定期間の算定が可能である。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 13		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	153	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	特定期間によっては算出された加算額を配分ルール(クルーフィー)の平均賃金改定額が2,195 円前後になる場合に、特定期間による改定を行なうことは可能。 「経験・技術の高い部分があつても、介護職員に区分するとは不可能。」 「経験・技術の高い部分があつても、介護職員に区分するか、どのような賃金改定を行なうかについては、 事業所内内外よく接觸し、対応させていたい。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 14		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	154	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	「各部門による改定を行なう場合には、「経験・技術のある介護職 員」と「その他の職員」に区分されねばならないのか。 「経験・技術の高い部分があつても、介護職員に区分するか、どのよな賃 金改定を行なうかについては、 事業所内内外よく接觸し、対応させていたい。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 15		
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	155	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1-1. .5.居宅介護支援事業、2. .6.住宅改修事業、2-1. .7.社会用具販売事業、2-2. .8.介護支援事業を除く〕 事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算 ○区分が多いため配分ルールにつ いて	勤務時間の全てが同一部分があつても、介護職員を行なう場合には、「経験・技術のある介護職 員のグループ」に区分するか、どのよな賃金改定を行なうかについては、 「経験・技術の高い部分があつても、介護職員に区分するか、どのよな賃 金改定を行なうかについては、 事業所内内外よく接觸し、対応させていたい。」	元7/23 事業費 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(c2)令 和元年1月23日」の交付 16		

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	文書名	問番号
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	156	01.全サービス共通 〔1.3.施設運営事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.1.居宅生活支援事業、2.2.居宅介護支援事業、2.3.居宅介護支援事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算	介護ナースや給食事業、障害福祉サービス等において業務として得ている額で判定して差し支えない。	他のサービスからの収入から離脱せず、実効にその介護職員が収入として得ている額で判定する。年次以降に計画するのか。	元7/23 事務手帳 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A」(v1.0)令和元年3月23日」の送付について	QA発行時別、文書番号等	17
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	157	01.全サービス共通 〔1.3.施設運営事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.1.居宅生活支援事業、2.2.居宅介護支援事業、2.3.居宅介護支援事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算	その他の職種に配分がない場合、計画書は空欄のままよいのか。	その他の職種に配分がない場合は、人數割合について「0(ゼロ)」と記載する等記入漏れで判断されることがないようされたい。	元7/23 事務手帳 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A」(v1.0)令和元年3月23日」の送付について	18	
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	158	01.全サービス共通 〔1.3.施設運営事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.1.居宅生活支援事業、2.2.居宅介護支援事業、2.3.居宅介護支援事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算	介護職員等特定派遣改善加算「介護職員を除く全職業平均賃金(440万円)」とはどのよろが意味か。	・特許加算の趣旨は、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指すものであり、その具体的な水準として、従業者を除く全職業平均の賃金である年額440万円の基準を立てているもの。・年額440万円の基準を満たしている職業があるかどうかではなく、事業所等で判断されるが、該当するか否かで判断されたい。	元7/23 事務手帳 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A」(v1.0)令和元年3月23日」の送付について	19	
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	160	01.全サービス共通 〔1.3.施設運営事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.1.居宅生活支援事業、2.2.居宅介護支援事業、2.3.居宅介護支援事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算	介護職員等特定派遣改善加算「介護職員を除く全職業平均賃金(440万円)」とはどのよろが意味か。	計画書における算定金額改善計画、介護職社士の配置手当件に変更が生じた場合は、必要な届出を行ふこととする。	元7/23 事務手帳 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A」(v1.0)令和元年3月23日」の送付について	21	
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	165	01.全サービス共通 〔1.3.施設運営事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.1.居宅生活支援事業、2.2.居宅介護支援事業、2.3.居宅介護支援事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算	介護職員等特定派遣改善加算「介護職員を除く全職業平均賃金(440万円)」とはどのよろが意味か。	・令和2年4月分の介護職員処遇改善加算又は特定介護改善加算算定額の提出期限をいつまでか。 ・サービス事業者は、令和2年4月15日までに介護職員処遇改善加算算定額の提出をする必要がある。	元7/23 事務手帳 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A」(v1.0)令和元年3月30日」の送付について	1	
老人保健課、認知症施策室・介護支援課	166	01.全サービス共通 〔1.3.施設運営事業、1.4.訪問介護事業、1.5.居宅介護支援事業、2.1.居宅生活支援事業、2.2.居宅介護支援事業、2.3.居宅介護支援事業を除く〕	4.報酬 介護職員等特定派遣改善加算	介護職員等特定派遣改善加算「介護職員を除く全職業平均賃金(440万円)」又は別紙様式2-3介護職員等特定派遣改善計画書(施設事業所別別表)を作成することとなる。 ・なお、この場合においても賃金改定の計画について記載すればいいのか。	・指定機関等に、以下の記載例を参考に別紙様式2-3介護職員等特定派遣改善計画書(施設事業所別別表)を作成することとなる。 ・この場合においても賃金改定の計画について記載すればいいのか。	2.3.0 事務手帳 「2019年度介護報酬改定に関するQ&A」(v1.0)令和元年3月30日」の送付について	2	



(参考)記載例

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	回答	QA発出時期、文書番号等 問番号
老人保健課、認知症対応室 ・地域介護推進課、高齢者支援課	167	01全サービス共通 〔13.訪問看護事業、1 .4訪問介助〕サービス事業、 15.居宅生活支援 社用具販売事業、2.介護 宅介護支援事業を除く〉	4.報酬 介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	「これにより合理的な理由がある場合に限り、介護職員（看護）の 賃金の改定を計算する。ただし、「(13.訪問看護事業、1.4訪問介助)サービ ス事業、15.居宅生活支援」の範囲を算定する限りは、他の 「これにより合理的な理由がある場合」には、別途規定によるものと して、別途規定がある。	2.3.30 基底並格 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(4)令 和元年3月30日〕の送付に ついて
老人保健課、認知症対応室 ・地域介護推進課、高 齢者支援課	168	01全サービス共通 〔13.訪問看護事業、1 .4訪問介助〕サービス事業、 15.居宅生活支援 社用具販売事業、2.介護 宅介護支援事業を除く〉	4.報酬 介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	「前年の10月～翌年の3月において賃金の改定をする場合は、他 の方法によることなく、賃金の改定をする場合における賃金の改定 は、前年（1～12月）の途中から賃金改定の手続きを行い、申請年度においては、要 求する方法によることなく、賃金の改定をする場合における賃金の改定を実施す る。」	2.3.30 基底並格 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(4)令 和元年3月30日〕の送付に ついて
老人保健課、認知症対応室 ・地域介護推進課、高 齢者支援課	169	01全サービス共通 〔13.訪問看護事業、1 .4訪問介助〕サービス事業、 15.居宅生活支援 社用具販売事業、2.介護 宅介護支援事業を除く〉	4.報酬 介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	「前年の10月～翌年の3月において賃金の改定をする場合は、他の方法 によることなく、賃金の改定をする場合における賃金の改定は、前年（1～12月） の途中から賃金改定の手続きを行い、申請年度においては、要 求する方法によることなく、賃金の改定をする場合における賃金の改定を実施す る。」	2.3.30 基底並格 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(4)令 和元年3月30日〕の送付に ついて
老人保健課、認知症対応室 ・地域介護推進課、高 齢者支援課	170	01全サービス共通 〔13.訪問看護事業、1 .4訪問介助〕サービス事業、 15.居宅生活支援 社用具販売事業、2.介護 宅介護支援事業を除く〉	4.報酬 介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	「前年の10月～翌年の3月において賃金の改定をする場合は、他の方法 によることなく、賃金の改定をする場合における賃金の改定は、前年（1～12月） の途中から賃金改定の手続きを行い、申請年度においては、要 求する方法によることなく、賃金の改定をする場合における賃金の改定を実施す る。」	2.3.30 基底並格 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(4)令 和元年3月30日〕の送付に ついて
老人保健課、認知症対応室 ・地域介護推進課、高 齢者支援課	171	01全サービス共通 〔13.訪問看護事業、1 .4訪問介助〕サービス事業、 15.居宅生活支援 社用具販売事業、2.介護 宅介護支援事業を除く〉	4.報酬 介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職 員特定処遇改善加算	「「介護職員処遇改善加算」については、初めて介護職員処遇改善加算を取得した年 月を「「介護職員処遇改善加算」の日」、「介護職員処遇改善加算」が支給される「上記取扱の開始時期」 を記載することを想定している。	2.3.30 基底並格 〔2019年度介護報酬改定 に間にくるQ&A(4)令 和元年3月30日〕の送付に ついて

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 平成31年3月15日 Q&A以前	基準種別	項目	質問		回答	Q&A発行部局、文書番号等 問番号
					文書名			
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	172	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「加算対象となる施設の土 地使用料を支拂う場合においては特定処遇改善加算を算定する場合のみチエック」 する。お見込みの方おり。	・お見込みの方おり。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 8		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	173	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「前記の期間において、本計画書 を提出する前の前の月の収入額が算定される月と同一の月である場合においては、該月の金額を 前記の期間や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。	・お見込みの方おり。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 9		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	174	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「前記の期間において、本計画書 を提出する前の前の月の収入額が算定される月と同一の月である場合においては、該月の金額を 前記の期間や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。	・お見込みの方おり。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 10		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	175	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「前記の期間において、本計画書 を提出する前の前の月の収入額が算定される月と同一の月である場合においては、該月の金額を 前記の期間や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。	・お見込みの方おり。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 11		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	176	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「前記の期間において、本計画書 を提出する前の前の月の収入額が算定される月と同一の月である場合においては、該月の金額を 前記の期間や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。	・お見込みの方おり。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 12		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	177	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「前記の期間において、本計画書 を提出する前の前の月の収入額が算定される月と同一の月である場合においては、該月の金額を 前記の期間や前々月の実績など、他の期間の実績を用いることは可能か。	・お見込みの方おり。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 13		
老人保健課、認知症施 策・地介護推進課、高 齢者支援課	178	01.全サービス共通 〔1.3.訪問看護事業、1 .4.訪問介護事業、1 .5.居宅支援事業、2. 6.利用者自ら選択する 利用者用具販売事業、2. 7.介護支援事業を除く〕	4.被削 員特定処遇改善加算	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善計画書に「前記の期間において、本計画書 を提出する前の前の月の収入額が算定される月と同一の月である場合においては、それそれで、月 額440万円となるを設定する必要がある。	・介護老人入浴施設に併設する清掃ハザードリーン事業所については、その費用を人保施設と 併設する場合に、月額440万円となるを設定する必要がある。	2.3.30 基盤事務 「2019年度介護報酬改定 に附するQ&A(Vol.4)令 和年3月30日」の送付に 14		

介護サービス関係 Q&A集

担当課	連番	平成31年2月5日 Q&A以前	基準種別	項目	質問	回答	QA発行時期、文書番号等 問番号
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	179	01全サービス共通 〔13.扶助看護事業、1 .4訪問介護事業、1 .5在宅生活支援 事業、1.5医療事 業、1.5居宅介護事 業、1.5医療事業、1 .6訪問介護事業、1 .7利用者自ら選択し て利用する事業、2. 1居宅介護支援事 業を除く〕	4相談 介護職員等特定待遇改善加算	「月額8万円以上又は年額440万円以上改 善」扶助のあらぶる職員の改善に付けて、「金銭改善加算」を行つていた経 験、「月額8万円以上又は年額440万円以上」の改善を行つてはならない現 状。」 扶助のための支給額が、支給している本人、金銭改善加算を支給するに至 るうなことが可能である。したがつて、「月額8万円以上又は年額440万円以上」 の改善に当たることは、原則、介護職員等特定待遇改善加算報告書、介護職員等特 定待遇改善加算報告書を提出することができる。	・特富実況追加算の部分に当たつては、「月額8万円の改善又は年額440万円以上なる金 銭改善加算」を支給するに至るうなことを、「月額8万円以上」又は「年額440万円以上」の改善を行 つてはならない現状の「扶助のための支給額が、支給している本人、金銭改善加 算を支給するに至るうなこと」であるが、金銭改善加算を支給するに至 るうなことが可能である。したがつて、「月額8万円以上又は年額440万円以上」 の改善に当たることは、「扶助のための支給額が、支給している本人、金銭改善加 算を支給するに至るうなこと」として、「月額8万円以上又は年額440万円以上」 の改善を行つてはならない現状の「扶助のための支給額が、支給している本人、金 銭改善加算を支給するに至るうなこと」である。	2.3.30 「2019年度介護報酬改定 基準職員のグレードについて、月額8万円の改善又は年額440万円以上なる金 銭改善加算を支給するに至るうなことを、「月額8万円以上」又は「年額440万円以上」の改善を行 つてはならない現状の「扶助のための支給額が、支給している本人、金銭改善加 算を支給するに至るうなこと」として、「月額8万円以上又は年額440万円以上」の改善を行 つてはならない現状の「扶助のための支給額が、支給している本人、金銭改善加 算を支給するに至るうなこと」である。	15
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	180	01全サービス共通 〔13.扶助看護事業、1 .4訪問介護事業、1 .5在宅生活支援 事業、1.5医療事 業、1.5居宅介護事 業、2.1居宅介護支 援事業を除く〕	4相談 介護職員等特定待遇改善加算	特別養護老人ホームの短期入所生活介護シートと同様のシートにて、 特別養護老人ホームの件数による算定が行われた場合、該該区分はどのよう取扱つか。	・原則、それぞれのシートで算出する特定待遇改善加算の加算区分を算出するなどなる が、介護職員士の配置要件に基づき、特定期間（一定の期間）がからりに達成すれば、改 善が認められ、該該区分がからりに達成すれば、改善後の資金が年額40万円となって いる場合に限り、特定待遇改善加算を引き続き算定が可能である。	2.3.30 「2019年度介護報酬改定 基準職員のグレードについて、月額8万円以上又は年額440万円以上の改 善が認められ、該該区分がからりに達成すれば、改善後の資金が年額40万円とな る場合に限り、特定待遇改善加算を引き続き算定が可能である。」	16
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	181	01全サービス共通 〔13.扶助看護事業、1 4訪問介護事業、1 .5在宅生活支援 事業、1.5医療事 業、1.5居宅介護事 業、2.1居宅介護支 援事業を除く〕	4相談 介護職員等特定待遇改善加算	介護職員等特定待遇改善加算 における介護職員の賃金については、「常勤換算方法」 により計算する（これにより）、同一の賃金に付いては、「常勤換算率 換算率」による賃金が異なる場合においても、介護サービス事業者にて て、常勤換算方法によって計算をして併分して算定している。 したがつて、常勤換算率によって算定が困難な場合等において実際の「その職員の賃金」を入力して おこなう。	・介護職員等特定待遇改善加算に、職員の賃金を計算する にあたって、雇用形態に応じて、加算の算定方法は、「常勤換算方法」 により計算する（これにより）、同一の賃金に付いては、「常勤換算率 換算率」による賃金が異なる場合においても、介護サービス事業者にて て、常勤換算方法によって計算をして併分して算定している。 したがつて、常勤換算率によって算定が困難な場合等において実際の「その職員の賃金」を入力して おこなう。	2.3.30 「2019年度介護報酬改定 基準職員のグレードについて、月額8万円以上又は年額440万円の改 善が認められ、該該区分がからりに達成すれば、改善後の資金が年額40万円とな る場合に限り、特定待遇改善加算を引き続き算定が可能である。」	17
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	182	01全サービス共通 〔13.扶助看護事業、1 4訪問介護事業、1 .5在宅生活支援 事業、1.5医療事 業、1.5居宅介護事 業、2.1居宅介護支 援事業を除く〕	4相談 介護職員等特定待遇改善加算	「9.知識改善加算等についての(3)が勤務の週休日に は基準算定額の高い移動時間については、「勤務時間」を「勤務時間」 に記載する。「勤務時間」は、使用者が、業務執行に該当する場合には、勞 動時間に該当する。使用者が、業務執行に該当する場合には、勞 動時間に該当する。使用者が、業務執行に該當する場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載する。	・意見のとおり、「勤問介護労働者の法定労働条件について(平成16年8月27日令 事務部告示第082700号)において、「勤務時間」は、使用者が、業務執行に該当する場合 に記載するQ&A(vol.4)の改定に付いては、「使用者が、業務執行に該當する場合には、勞 動時間に該当する」と認められる場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載する。	2.3.30 「2019年度介護報酬改定 基準職員のグレードについて、月額8万円以上又は年 額440万円以上の改 善が認められ、該該区分がからりに達成すれば、改 善後の資金が年額40万円以上となる場合に限り、特定 待遇改善加算を引き続き算定が可能である。」	18
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	183	01全サービス共通 〔13.扶助看護事業、1 4訪問介護事業、1 .5在宅生活支援 事業、1.5医療事 業、1.5居宅介護事 業、2.1居宅介護支 援事業を除く〕	4相談 介護職員等特定待遇改善加算	特定期間中の勤務時間の半年の賃金改善額の配分割合が見直されたことである が、具体的な取扱いはどのようになるのか。	・特定期間中の勤務時間の半年の賃金改善額があるが、今 額について、「勤務時間の半年の賃金改善額」から、平均賃金改善 額から、使用者が、業務執行に該當する場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載されるとの改 善が必要があることに留意されたい。	3.3.19 「今和3年介護報酬改定 基準職員の勤務時間の半 年の賃金改善額vol.941 に記載するQ&A(vol.1)の改定に付 いて」	16
老人保健課、認知症施 策・地域介護推進課、高 齢者支援課	184	50介護職員処遇改善 加算・介護職員等特定 待遇改善加算・介 護職員等特定待遇 改善加算	4相談 介護職員処遇改善加 算・介護職員等特定 待遇改善加算	特定期間中の勤務時間の半年の賃金改善額の配分割合が見直されたことである が、具体的な取扱いはどのようになるのか。	・特定期間中の勤務時間の半年の賃金改善額があるが、今 額について、「勤務時間の半年の賃金改善額」から、平均賃金改善 額から、使用者が、業務執行に該當する場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載されるとの改 善が必要があることに留意されたい。	3.3.19 「今和3年介護報酬改定 基準職員の勤務時間の半 年の賃金改善額vol.941 に記載するQ&A(vol.1)の改定に付 いて」	17
老人保健課	2753	50介護職員処遇改善 加算・介護職員等特定 待遇改善加算・介 護職員等特定待遇 改善加算	4相談 介護職員処遇改善加 算・介護職員等特定 待遇改善加算	事業所販売の配分方法は決めるにあたり、「他の介護職員とどけるべきは、経験・技術のあ る介護職員」としての他の職種10人のあだだとのことは忘れたことがあります。	・特定期間中の勤務時間の半年の賃金改善額があるが、今 額について、「勤務時間の半年の賃金改善額」から、平均賃金改善 額から、使用者が、業務執行に該當する場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載されるとの改 善が必要があることに留意されたい。	3.3.19 「今和3年介護報酬改定 基準職員の勤務時間の半 年の賃金改善額vol.941 に記載するQ&A(vol.1)の改定に付 いて」	18
老人保健課	2754	50介護職員処遇改善 加算・介護職員等特定 待遇改善加算・介 護職員等特定待遇 改善加算	4相談 介護職員処遇改善加 算・介護職員等特定 待遇改善加算	事業所販売の配分方法におけるたゞ、「他の介護職員が他の介護職員の 賃金必要額とどけるべきは、どのよくな意図か」。	・特定期間については、介護職員の勤務時間の半年の賃金改善額があるが、今 額について、「勤務時間の半年の賃金改善額」から、平均賃金改善 額から、使用者が、業務執行に該當する場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載されるとの改 善が必要があることに留意されたい。	3.3.19 「今和3年介護報酬改定 基準職員の勤務時間の半 年の賃金改善額vol.941 に記載するQ&A(vol.1)の改定に付 いて」	17
老人保健課	2755	50介護職員処遇改善 加算・介護職員等特定 待遇改善加算・介 護職員等特定待遇 改善加算	4相談 介護職員処遇改善加 算・介護職員等特定 待遇改善加算	事業所販売の配分方法におけるたゞ、「他の介護職員が他の介護職員の 賃金必要額とどけるべきは、どのよくな意図か」。	・特定期間については、介護職員の勤務時間の半年の賃金改善額があるが、今 額について、「勤務時間の半年の賃金改善額」から、平均賃金改善 額から、使用者が、業務執行に該當する場合には、「勤 務時間」を「勤務時間」に記載されるとの改 善が必要があることに留意されたい。	3.3.19 「今和3年介護報酬改定 基準職員の勤務時間の半 年の賃金改善額vol.941 に記載するQ&A(vol.1)の改定に付 いて」	18